

令和２年度 第９回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和２年９月28日（月）14時00分 ～ 16時20分
開催場所	横浜市役所18階 みなと６・７会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、岡部委員、片谷委員、木下委員、五嶋委員、田中伸治委員、中村委員、藤井委員、堀江委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、田中稲子委員
開催形態	公開（傍聴者 ３人）
議 題	1 （仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 環境影響評価方法書について 2 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和２年度第８回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 １ 令和２年度第８回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 ア 事務局が会議録案について説明した。 【事務局】 お手元の会議録案を御覧ください。委員の皆様事前に御確認してはありますが、６ページの片谷委員の発言、最初の発言の中で「勿論」という言葉が重複しております。この部分につきましては、冒頭の一言を述べて、後段のほうを消すという処理をさせていただきたいと思っております。その他の内容につきましては、御指摘された内容が反映されております。事務局からは以上です。 【奥会長】 はい、会議録案につきまして、この場で他に訂正ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないようですので、それでは追加の修正はないということで令和２年度第８回会議録として確定させていただきます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。 では会議次第に沿って議事を進んでまいります。 ２ 議題 (1) （仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 環境影響評価方法書について ア 指摘事項一覧について事務局が説明した。 イ 質疑 【横田委員】 質問でもないのですが、表記の誤記がありましたので確認できればと思いました。No.9-1の１行目に「外線（がいせん）」という言葉があるのですが、外（そと）の線と書いてあるのですが、崖（がけ）の線で「崖線（がいせん）」です。お直しいただければ幸いです。 【事務局】 承知いたしました。 【奥会長】 そこは修正をお願いいたします。他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。 今、御指摘のあったNo.9-1、「外線」ではなく「崖線」に直していただくということでお願いいたします。 ウ 補足資料、説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明、方法書に	

に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 それではただいまの御説明について、御意見、御質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、藤井委員。

【藤井委員】 植物のコドラートの話があったのですが、その中で最後に点か区画でという言葉が出てきたのですが、基本的にコドラートは点ではなく区画だと思うのですが、それはどのような意味なのか。また、その区画ということで、どれ位の大きさのコドラートを使われるのか、教えていただければと思います。

【事業者】 先ほど点と言いましたが、おっしゃるとおり区画になります。基本的に草本については1メートルもしくは2メートル四方、樹林については5～10メートル四方という形で、そこで被度・群度の調査を行います。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 藤井委員、それでよろしいですか。

【藤井委員】 はい、大丈夫です。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょう。中村委員、お願いします。

【中村委員】 1点目はですね、今回、1,500万人の根拠として4つのゾーンの連携という言葉が出てきたのですが、今まではテーマパークで1,500万人と言っていたのですが、4つのゾーンの連携ということで1,500万人になったのか、ということ、もう一度そこを確認させてください。それが1点目です。

2点目は、土壌汚染についてお聞きします。砒素と鉛とふっ素が出て、地下水にはいっていなかったということで、それはすごく良かったと思います。その汚染された土壌については、国と色々これからやり取りして処理していくということもよく分かりました。

方法書3-26ページに、この地域でテトラクロロエチレンが検出されていると記載されていますが、防衛省の調査では、先ほど申し上げましたふっ素と鉛と砒素以外は出なかったということでよろしいでしょうか、というのが2点目です。3点目は、今回示された土壌汚染のこのようなデータは議事録で一般に公開されるのか、それとも準備書の中にこのようなデータが付くのか、ということをお願いしたい。その3点です。お願いします。

【奥会長】 以上の3点について、事業者の方お願いします。

【事業者】 1点目が、1,500万の関係で、4つのゾーンが連携して1,500万人かという御質問かと思います。これは、3月に公表しました土地利用基本計画において記載がございしますが、「各ゾーンが連携することにより人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ」という形で書いてございますので、各ゾーンが連携して1,500万人が訪れるという考え方でございます。

2点目が、土壌汚染の項目として鉛、砒素等が挙がっていますが、方法書3-26ページに記載されているテトラクロロエチレンなど、そのような物質は出てないのかという御質問かと思います。これについては防衛省で調査した結果、一種、二種、三種、全部行った結果、今回出た（基準値を超えている）のはここに示している4つの項目で、それ以外出て

いないと考えていただければと思います。

3つ目が、土壌汚染のこの辺のデータの関係を、今後の準備書等でどうやって行くのか、についての御質問かと思いますが、これにつきましては、今回このような形で資料として提出させていただきました。今後、また防衛省と色々と調整しながら、準備書にどう載せていくのかということは議論していきながら決めていきたいと思っているところですが、基本的には本日出した資料については、本日オープンという形になりますので、そのような形で御理解いただいたうえで、準備書にどう載せるかは、また別途調整させていただきたいと思います。

【中村委員】 ありがとうございました。了解しました。

【奥会長】 それでは、宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 今の質問に関連してなのですが、先ほど、補足資料説明6のところで、土壌汚染です。6-2のところで、土壌汚染については国が適切な対策をした後、市に譲渡してもらうように要望しているのだけれども、今後の協議次第では、事業者が区画整理中に併せて実施する可能性もあると、このような記載になっています。ここのところは意味が分かりにくいのですが、もう少し丁寧に教えてもらえますか。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 国と協議している中では、土壌汚染物質につきましては綺麗に除去してくださいという要望しているところでございますが、実際、国の方でそこまで出来るかどうかは調整中という段階でございます。ただし、もし調整の中で、国の方では封じ込めが終わったとしても、区画整理でもし改変する場合は、土壌汚染対策法に基づいて、区画整理事業者として適切な対策を行っていくことを考えていく形でございます

【奥会長】 宮澤委員、いかがですか。

【宮澤委員】 今日はすごく電波の状況が悪く不安定で、今の回答の最後の方がほとんど聞こえなかったのです。すいません。

【奥会長】 もう一度お願いいたします。

【事業者】 基本的には、国の方に汚染物質については除去してくださいという形を求めていくのですが、国の方としても、そこまで出来るか分からないとなった場合については、区画整理がもし土地を改変する時には、区画整理事業者として土壌汚染対策法に基づいて適切に対策を講じていく、ということを考えていく形でございます。

【宮澤委員】 私は、土壌汚染対策法の規定がよくわからないのですが、原因者が基本的には除去するのですよね、確か。

【事業者】 色々な対策が考えられまして、封じ込めも一つの対策なのです。立入禁止ですとか、封じ込めもということも対策の1つになってございまして、その中で横浜市としては除去を求めていくという形ですが、国の方としてもそこまで出来ない場合は、区画整理でもしその土地を改変する時は、法律に基づいて適切に対策を講じていくという考えでございます。

【宮澤委員】 今回のようなところは封じ込めでもいいのですか。

【事業者】 法律上は、もし改変しないのであればそういう形もあり得ます。例えば舗装するとか、コンクリートで固めてしまうという形であれば、それはそれで可能性的にはある、ということです。

- 【宮澤委員】 ただ、今回は利用がかなり前提とされているのですけれども、それでもそのような理解になるのですか。
- 【事業者】 国の立場としては、そのような形が考えられます。
- 【宮澤委員】 どうもありがとうございます。
- 【奥会長】 覆土をして、例えばコンクリートで固めてしまうということになれば、汚染物質が飛散する恐れがなくなるので、人が経口摂取するような、そのような恐れが無くなるということで覆土でも良いということになると思います。もしくは、地下水利用などが周辺にあれば、やはり除去という話になるだろうと思います。今回は公園とかレクリエーション施設、そういったテーマパークの利用ということで、土地を掘らないのであれば覆土で良い、ということになるのかもしれませんが。いずれにしても、国との協議の結果、今回の区画整理事業で土壌汚染対策を講じることになった場合に、その時に具体的にどのような対策をしていくのかについては、できるだけ速やかに明らかにしていただく必要があると思います。遅くても準備書段階では、そこは明確になるという理解でよろしいですか、事業者の方。
- 【事業者】 今そこを含めて、なるべく早く情報の提供を考えているところでございますが、最初にどこまで出来るか、また進捗状況を見ながら御説明させていただきたいと思います。
- 【宮澤委員】 はい、よろしくお願いします。
- 【奥会長】 はい、お願いします。やはり市民の方も含めて土壌汚染があるということが分かっているわけですから、そこについてどのような対策が講じられるのか、そこは非常に関心の高いところだと思います。ぜひ、出来るだけ速やかに、対策を含めて、情報を明らかにしていただくようお願いいたします。
- 他の方はいかがですか。藤井委員、どうぞ。お願いします。
- 【藤井委員】 2点ほど追加でお願いいたします。1点目は、生態系の予測評価の考え方ということで示していただいたのですけれども、この指標種に当たるものというのは、多分、現在では出来ていないと思うのですが、これは準備書の形できちんと示して頂けるのでしょうか。それをまず確認させていただきたいです。もう1点は、一般の方からの意見ということで、702件中の428件、61%の方がこの計画に反対でしたということがあるのですけれども、そもそも論、市民が、大多数が反対した上でもこの事業が進んでいくのかという話。それと、なぜ、その反対意見があったということが『参考』の所に入ってしまったのか。どのような意図で、これを『反対』という区分けにせず『参考』にしたのかをお聞きできればと思います。実際読んでいて、はっきりと「反対です」と言っている人が結構いるので、それをなぜ『参考』という括りにしたのか、教えていただければと思います。
- 【事業者】 1点目について回答させていただきます。指標種の選定結果についてはある程度現地（調査）は進んでいるのですが、今後しっかり解析を行ったうえで、きちんとしたデータとして、準備書で示していきたいと思っています。
- 【事業者】 2点目の土地利用基本計画に関する市民意見募集の結果についてお答えさせていただきたいと思います。

土地利用基本計画につきましては、今年の1月に行ったのですけれど、市民意見募集という形で色々な意見を頂きました。

『修正』ですとか、『賛同』、『参考』、『その他』という4つの分類に分けて、『修正』というのは、御意見を頂きまして基本計画を修正した案件で、これが91件。『賛同』というのは、この計画賛成ですという形で170件。『参考』は428件という形で、結構多く見えるのですが、『参考』というのは色々な意見がございまして、反対という意見はもちろんございます。それだけではなく、このようなことを検討して欲しい、例えばテーマパークを核とした街としてやっていくのであれば交通渋滞対策をしっかりとやって欲しいですとか、もう少し緑を残して欲しいという形も『参考』に分類しているところでございまして、全てがまず反対というわけではございません。そのような中で、いただいた御意見を踏まえながら、しっかりと私どもでできる対策をしっかりと講じていくことによって、それをまた市民の方にしっかりと説明していきながら、ご理解いただくことによって、計画を進めていくという形で、土地利用基本計画をまとめさせていただきました。

ですので、428件が全て反対というわけではなく、色々な御意見がある中で、こういうこともやって欲しいのだけれど、これができないのであれば反対だとか、そのような感じもありました。そのようなご意見はこれから適切に対応していきたいという形で考えてございますし、しっかり、これから皆さんに内容を説明していかなければならないということで、基本計画にも、皆様にしっかりと説明していきたいという形を位置付けた、という形で考えているところでございます。

【藤井委員】 私が聞いたかったのは、『参考』が428件、それが全部反対ではないということは、後にも書かれているので分かるのですけれども、なぜ賛同という部分は括っておいて、反対という部分は隠すのかが知りたいということです。

【事業者】 大体、横浜市の市民意見募集ですとか、パブコメ関係についてはこのような括りをしています。『修正』、『賛同』、『参考』、『その他』という形で分類をさせていただいてございますので、今回も横浜市のパブコメですとか、市民意見募集の分類を参考に分類させていただいたという形でございます。

【藤井委員】 これまでの事例を参考にするのは当然有りだと思いますけれども、特に反対している人から見ると、かなり意図的にこれを隠しているのではないかと思われると思うので、その辺は、本当は、反対は『反対』で括って出した方がいいのではないかと思いますので、今後、パブコメを整理する際には、少し変えていく方向も考えていただければと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。ただいまの御意見は、また参考にさせていただければと思います。

木下委員と五嶋委員が手を挙げていらっしゃるようなので、まず木下委員、その後、五嶋委員という順番でお願いいたします。

【木下委員】 内容としては準備書の段階に近いのかなと思っておりますが、先ほどの説明といいますか、意見書の概要と都市計画決定権者の見解の表1(15)というところなのですが、申し上げたいのは、今回は、この法アセスに基づいて、この土地区画整理事業のアセスをなさっておられます。先ほ

ど、公園とかその他の施設については、条例アセスも有りうるというようなお話を伺いましたが、準備書の段階になってくると、この表 1(15)の一番下の都市計画決定権者の見解にあるような、このような都市計画対象事業なるものが上がってきて、評価がなされると考えていいのでしょうか。特にこの交通体系、これは次の議題で議論すべきか分らないところがありますけれども、ここで申し上げておきますと、そうなった場合に、もう少し全体を見たような形で、今のうちから考えて、その中で何か取り残しがないかとか、特に交通系において方法書段階で検討しておくべき内容というのは、今までのもので全て尽くされているのかどうか、それについて確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【奥会長】 こちらはどうでしょうか。土地区画整理事業というよりは、全体の交通計画の中での上瀬谷ラインの位置づけというお話であれば、上瀬谷ラインの事業者にお答えいただくということになりますか。

【木下委員】 私が申し上げていますのは、上瀬谷ラインもそうでございますけれども、これだけの、1,500 万人を呼び込むというようなことになると、色々な対応策が当然考えられているはずだと思うのです。いわゆる歩道、歩行系から軌道系まで幅広く考えられていると思うのですけれども、そのようなものを既に作っておられるのではないかと思うのですけれども、この方法書段階で取りこぼしがないように、その辺りについてはきちとなさっているのか、できることならば、今どのような形で交通体系を考えておられるのか、それを示していただけるとありがたいと、そのような趣旨です。

【奥会長】 1,500 万人が来た時、それをどのような手段で捌いていくのかということでしょうか。

【事業者】 後ほど、新交通の環境影響評価の説明の際にその辺りを説明させていただければと思います。

【木下委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 お願いします。それでは、五嶋委員、お待たせしました。お願いします。

【五嶋委員】 大きく 2 つあります。1 つは生態系の指標なのですが、先ほど準備書の方でということ（説明が）ありましたが、言葉の意味として伺いたいのなのですが、地域を特徴づける生態系の中で、上位性、典型性、特殊性という言葉があり、上位というのは生態系食物連鎖における上位という意味で、それはよく分かるのですが、典型性と特殊性という言葉がよく分からないので、簡単に説明していただけますか。

【事業者】 御説明させていただきます。まず典型性については、欄外の注に記載しており、先ほどの説明で省略してしまったのですが、地域を特徴づける生態系において、相対的に分布域が広い植生の中で優先する植物種または植物群落、あるいはそれらを捕食する動物として 1 次消費者程度、個体数が多い動物等、例えば哺乳類、鳥類等の中の、例えばタヌキとかバツタとか、そのようなよく一般的に見られるところを抑える事によって全体の食物連鎖の検討がしやすい種が選定されます。

【五嶋委員】 私の質問というのは、生態系の指標をどう設定するかは非常に重要だと思うのですが、一般的な問題として、生態系をどういう指標を

設けて評価するかという問題は、同様な事業を行う時はかなり共通する問題としてあるのではないかと思います。指標というのは一般的に考えられているものがあるのか、それとも、この地域性、特殊性を鑑みてかなり色々考えたり、工夫したりする必要があるのか、一般論として教えていただきたいです。

【事 業 者】 今のところの考えでございますけれども、一般的にこういったものを行いますという、例えば上位性として猛禽類とか、典型性としてはタヌキだとか、里山の動物のようなものをやることが多いのです。ただ、それだけではまずくて、この地域で特徴的な動物相というものがあると思いますので、それを踏まえて何種類か検討いたします。1種だけではございません。特殊性については、例えば湧水でしか見られないような特殊な環境でしか生きられないような動物を選んでいくということを考えてございます。

【五嶋委員】 分かりました。2点目は汚染に関する問題なのですが、先ほど、鉛や砒素に関して基準値をオーバーしている地点があったというお話なのですが、それぞれの物質に関しては、基準値を超えている程度に差がありますよね。10倍を超えているものもあるし、若干超えているものもあり、色々あります。このようなものに関して、非常に毒性の強いものに関しては、それが非常に厳密に問題になってくるわけなのですが、それぞれの物質についての毒性を踏まえた、基準値を超えている地点に関しての現時点での考え方、評価、つまり非常に問題になる汚染の項目もあるし、これはそれ程問題にならない、相対的にそのようなものがあるのか、その点では、現時点ではどう評価されているのかを教えていただきたいです。

鉛は、最大検出値 1,600mg/kg で基準値をかなり大幅にオーバーしていますけれども、鉛の毒性、砒素の毒性は人体に及ぼす影響はかなり違いますよね。

【事 業 者】 説明させていただきます。

今回、溶出と含有という形で2つ出ているのですが、鉛及びその化合物（土壌含有量）で基準不適合区画につきましては、土壌汚染対策法ガイドラインに基づきまして、現時点で立ち入り禁止措置を講じています。一般市民へ暴露の危険性が生じないよう対策を講じております。

土壌溶出量基準不適合、溶出量不適合区画につきましては、汚染物質の到達距離を考慮した場合、現時点で周囲に飲料用井戸、また水源等は存在しないことから、当該区画の土壌から溶出した地下水を摂取する危険性がないものとして考えているところでございます。

【五嶋委員】 そうすると、4つのエリアがあり、例えば農地にするような場所はこのような汚染地点からは離れていると考えて良いのですか。そのように設定するということは当然だと思うのですが、農地の場合には水系で水の汚染などのリスクがあるのですが、そういうところは、4つのゾーンの位置づけはこの汚染の調査結果を踏まえてゾーニングをしていると考えてよろしいのでしょうか。

【奥 会 長】 先ほど農地についても汚染状況を説明していただきましたよね。

【事 業 者】 はい。これは国有地の調査結果なのですが、基本的に今の農業振興ゾーンに国有地が少ないことから土壌汚染物質が出てないという形でございますが、実際のところは、しっかりこの土壌汚染対策を農業振興

ゾーンであっても、公園・防災ゾーンであっても、観光・賑わいゾーンであっても、しっかり対策を講じるということを考えています。講じた後に、土地利用していただくことを考えているところでございます。基本的に土壤汚染対策がしっかりできた後に、街が出来るという形で考えているところでございます。

【五嶋委員】 分かりました。

【奥会長】 よろしいですか。はい、中村委員、お願いします。

【中村委員】 この図2についてお願いなのですが、先ほど五嶋委員がおっしゃったように、鉛で、含有量試験で10倍以上、溶出量試験で7倍、それでも同じ丸の大きさなので、最大がどこかわかるように、例えば基準値からいくつまでが小さい丸で、という3つ位に丸の大きさを変えて表示していただければありがたいと思います。お願いします。

【事業者】 防衛省の関係がございまして、あと民有地も結構近くにあったりするので、防衛省と調整しながら、出し方については調整させていただきたいと思います。

【奥会長】 汚染があるということは分かったわけですから、その汚染状況がどうなのかということが、正確にしっかりと把握できるような資料をお作り頂きたいということですので、そこはお願いいたします。

そして、先ほどの農地の件で確認ですが、農地についても汚染が確認されている地点があって、そこについて有識者の意見を聞いたところ、農業をやっていくうえでは支障がないという、そのような御意見を頂いているということでしたが、それでも土壤汚染対策は、事業者としてはしっかりやったうえで農業の用に供する、ということですか。

【事業者】 農業振興ゾーンにおいても土壤汚染調査を行っておりまして、その結果を踏まえて、今のところ（支障）はないのですけれども、その結果を踏まえまして土壤汚染対策法に基づいて事業者として対策を考えていく、という形で理解していただければと思います。

【奥会長】 はい、分かりました。では、他の方はいかがでしょうか。横田委員、はい、お願いします。

【横田委員】 水環境についてお伺いしたいのですが、地下水位が比較的深いということで、直接改変しないということは分かるのですが、この区画整理全体の地域で、水収支がどう変わるのかということの評価する必要があると思うのです。

湧水の水量と河川水位との関係性を、今後定量的に分析していくというようなことはお考えかということをお伺いできればと思っています。

【事業者】 お答えさせていただきます。水収支とか、あるいは河川の流量への影響とか、そういったものもあるかと思いますが、例えば、流出係数がどの程度か、浸透量がどの程度か、そのような検討は、今後進めることになると思います。

河川の流量とか、あるいは水質の中でも、そのような検討をしていく必要があると思いますので、そのように考えてございます。

【横田委員】 ありがとうございます。そうしますと、水環境の変化が見込まれるようなところで、生態系に関してもモニタリングをしておいた方が良いのではないかと思うのですが、水環境と生態系の関係性をどのようにお考えなのかということをお伺いできますか。

【事業者】 ありがとうございます。水環境と生態系につきましては、特に1番着目しているのがこのエリアの南東部のところにある市民の森とか、あるいは東側の方に接する旭区の方につきましては、結構湧水とかがありまして、その辺が生態系としてもある程度充実したエリアになっているというように考えられますので、その辺を絡めた解析は当然生態系の中で生息基盤として、水環境、水質など色々な側面で検討して参りますので、そのような検討も必要になってくると認識しております。

【横田委員】 ぜひお願いしたいと思います。河川部分も比較的ハンノキ林などがあり、やはり水の水位がこれからどうなるのか、河床、河畔がどうなるのかということと関連していると思いますので、もちろん水源側も大事ですけれども、その水流、水の流れが多いところのモニタリング地点の検討もぜひお願いできればと思っています。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。もう1つ、上瀬谷ラインの方がありますので、こちらの土地区画整理事業につきましては以上ということにさせていただきたいと思います。

また後で上瀬谷ラインとの関係で何かありましたら、御意見頂戴できるかと思います。

2 議題

(2) (仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 指摘事項等一覧について何かございますか。大丈夫でしょうか。

先ほどの木下委員からの御質問は 12-2 ですね。その辺りと関連する内容だったかと思います。

【片谷委員】 会長すみません。片谷ですが。

【奥会長】 どうぞ片谷委員。

【片谷委員】 はい、この表を見せていただいた段階で、発言をさせていただきたいと思ひまして手を挙げました。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【片谷委員】 この表を見て、多分皆さん気づかれたと思うのですが、0-何とかが非常に多くてですね。方法書審査の中で、ここまで事業計画をたくさん議論しているというのは、あまり例を見ないような話かなというふうに感じたものですから発言させていただきます。

先ほどの区画整理の方は、もう予測評価の手法に関する議論がかなり進んでいるのですが、こちらの上瀬谷ラインに関しては、まだ事業計画の議論に多くの議論の時間が使われてしまっていて、アセスの審査というのは、時間にも限りがありますから、私の反省も含めてなのですけれども。事業計画に関する質疑も重要ではありますが、具体的な調査とか予測評価の議論にもう少し時間を振り向けないと何か審査が終わらないうちに時間切れになってしまうことを心配しておりまして、若干そういう懸念があるということをお言ひさせていただきました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

おっしゃる通りかと思います。1,500万人というところで大分引っかか

ってしまっているというところがありますけれども、そこをいくら議論しても仕方がないと言いますか、アセスの手続きでは、より議論すべき点が多々あるので、そちらにもう少し内容的なところに時間割いた方がいいのではないかと、そういう御意見だと思います。

今後、あと2回ぐらいですかね。審議の機会は、今日も入れてですけども。方法書についてはそれぐらいしか時間が残されていないので、内容的なところを本日は中心に御意見をいただければと思います。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。よろしいですか、指摘事項等一覧については。

よろしければ、事業者の方お座りいただいているようですので、方法書に関する補足資料と方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解についての説明をお願いいたします。

ウ 補足資料、方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 それではただ今の説明につきまして、何か御指摘、御質問ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないでしょうか。どうでしょうか。特にございませんか。どうでしょうか。

【事務局】 片谷委員が手を挙げていらっしゃいます。

【奥会長】 すみません、片谷委員お願いします。

【片谷委員】 今説明していただいたので方式による比較がかなり理解が進んだかと思えます。後半の住民の方の御懸念がやはりトンネルを掘るとかなり工事中の影響が大きくなるというところにウエイトがあったように、聞こえたので、やはりその点が重要なポイントになるのだろうなというふうに感じました。

あと今まで出てきてない議論なのですけども、車両基地を造られるということなのですけども、その車両基地のスペックというのは、ある程度もう想定がされているものでしょうか。それによって環境負荷が変わるので、その点だけちょっと今日もう時間も余りないのでですけどもお願いできますか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【片谷委員】 特にお尋ねしたいのは、例えば車で言えば洗車に当たるようなことですけれど、そういう水を使うとか油を使うとか、そういう環境に負荷を与える可能性のあるような施設がどの程度想定されているのか。設計はこれからでしょうけれども、現時点で、もし分かっていることがあれば教えていただきたいということです。

【事業者】 はい、車両基地の中でやる作業だとかそういったものは他の事例を基にですね、整理はしていますが具体的にはまだ決まっていません。ただ、そういった車両の整備などに必要な作業ができるようなスペースを確保するうえで、広さは他の事例なんかを参考に約5ヘクタールから6ヘクタールの間ぐらいでというのと、あと位置に関しましては、方法書ですね2-2のページの対象事業実施区域の中でお示しをしているようにですね、一番路線の北側の方にですね、設けるようなことで今考えてい

るところです。詳細はまだ決まってございません。

【片谷委員】 （車両基地の）位置は、回で言うと前々回ですけど、一度話題になったかと思いますが、その内容をちょっとお尋ねしたかったのです。新交通システムという形式であれば、既に先行事例がたくさんあるので、そういうのをうまく活用していただければ、予測評価もそんなに難しくないかなという気がいたします。

【事業者】 はい。分かりました。

【奥会長】 はい。ありがとうございます。その辺りの詳細はいつの時点で、準備書段階ですか。（準備書段階では）出てきますか。

【事業者】 その設計の進捗とかによるので、準備書の段階でどこまで示せるのかというのを確認をしないと今はわからないので、そこは今後、設計を進める中でですね、御相談しながらかなというふうに思っております。

【奥会長】 設計は設計でおやりになるのでしょうかけれども、今の御指摘は一般的に他の事例を参考にすると大体こんなものじゃないのか、ということが示せるのではないかというお話だったかと思いますので。

【事業者】 機能面でこういったものを持たせるかとかですね、そういうことは整理はできるかなと思います。

【奥会長】 はい、分かりました。整理可能な範囲でまずは整理していただいて。

【事業者】 はい。

【奥会長】 更に詳細は進捗を見ながら、ということでお願いいたします。

【事業者】 はい。

【奥会長】 他はいかがですか。

【事務局】 木下委員と宮澤委員です。

【奥会長】 はい、木下委員。先ほどの御質問との関連ですかね。はい。お願いします。

【木下委員】 宮澤先生が先で結構です。私その後で結構です。

【奥会長】 はい、分かりました。では、宮澤委員お願いします。

【宮澤委員】 はい。私、意見ですね。今回、表を作ってくださって、各交通システムの比較というのを分かりやすくしてくださいました。この工夫というのはとても感謝します。

ただですね、これは私の印象になるのかな、意見というか印象なのですけれども、例えば、南区間の所が交通システムによっては地下部分、地上部分とあるのですけれども、地上部分とされている交通システムでも地下にもぐらしてもいいわけなので、その辺の…（通信不良で音声不明瞭）各システムの保守管理、さっき（車両）基地の方でもありましたけれども、日常的な保守管理で環境にどういう負荷をかけるのかという比較もできるだろうし、それから車両の更新…（通信不良で音声不明瞭）。

【奥会長】 声が聞こえなくなっていましたね。宮澤委員。

【宮澤委員】 不安定ですか。不安定ですね。

【奥会長】 はい、途切れてしまいました音声。今聞こえます。

【宮澤委員】 車両の保守管理とかですね、そういうことで環境負荷は各システムでどのように違うのかとか、あるいは車両の更新について、どういうふうに負荷がかかるのかとか、こういう支障もあったかと思います。そういう意味で、これは一つの試みだとは思いますが、この表は、感想

ですけど、ちょっと足りないのかなというような気がします。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今のは御意見ということで承っておきたいと思います。

【奥会長】 木下委員、それではどうぞ。

【木下委員】 片谷先生から怒られそうですが、事業計画上、気になるところがありますので申し上げておきます。

ここの新線は盲腸線ですよね。盲腸線は得てして上手くいかない。やはりこの中でも議論がなされたようですけども、どこか他の所と結ぶようなことをですね、やはり考えておかないと失敗する可能性がよくあるということを考えて、延伸ですね。今の路線の延伸というのは、考えられるような設計になっているのかどうか、それは御検討をいただきたい。私、回答はいりません。

御検討をいただきたいということと、それから、土地区画整理事業はその土地の改変というのが中心となりますけれども、後々、物流系がのってくるとか、あるいは車両系いわゆる車庫とかそういうようなもの、あるいは駐車場というようなものが出てまいりますので、土地の改変に合わせて、そういう新たなものが導入される、そういうところについては、次の準備書段階で、よく御検討をなされますようにこれもお願いをしたいということでございます。以上でございます。

【奥会長】 はい。ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。

はい。それでは菊本委員、お願いします。

【菊本委員】 私も2つだけ簡単なやつを指摘したいと思います。

事業計画については片谷委員から怒られそうですが、回答のところ、ほとんどの回答ですね。大半に示されたのは「旧上瀬谷通信施設の大規模な土地利用転換に伴う交通需要」というその言葉が何度も出てくるんですけど。やっぱり質問された方が、ここの何か試算が知りたいのではないかなと思います。だからそこは丁寧に示された方がいいのかなと。何度も言っていますが、1,500万人という、その説明はやっぱりされた方が、質問された方々にも理解してもらいやすいのかなと思います。それが1点目。

2点目は地盤に関することで、いろんな懸念が示されていると思うんですけども、地盤の掘削を行う場合は、駅の部分がやっぱり開削、それなりの空間が必要になってきて、地表から開削してということが必要になる可能性が高いので、交通にも影響を及ぼすと思いますし、周辺の建物にもシールドとかに比べて影響を及ぼしやすいのかなと思います。なので駅の位置ですね、駅の位置とか掘削の仕方なり規模なり、その辺りがなるべく早い段階で明確にしていだかないと議論がそれ以上は難しいのかなというふうに思います。以上です。

特に回答は求めていませんから、分かった段階で教えていただきたいなと思います。

【奥会長】 はい。ありがとうございます。事業者の方、今の御意見はしっかり踏まえていただいて、できるだけ速やかにですね、分かり次第情報を出していただくということでお願いいたします。

【事業者】 はい。

- 【奥会長】 はい。他はいかがでしょうか。
手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないですか。はい。ありがとうございます。
それではちょっと時間が押しておりますので、他にないようでしたら、事業者の皆さんどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。
- オ 審議
- 【奥会長】 それでは審議に入りますが頂戴した御意見の他に何か追加でございますでしょうか。
はい、藤井委員お願いします。
- 【藤井委員】 すいません。前回の調査地点のことで1点、確認をしておいて欲しいのですけれども…。
- 【奥会長】 ちょっとお待ちください。
- 【藤井委員】 はい。
- 【奥会長】 傍聴の方がいらっしゃいます。ちょっとそれは後でお願いいたします。
- 【藤井委員】 はい。
- 【奥会長】 他の方は大丈夫でしょうか。
はい。先ほど、私があと2回程度になるということを申し上げましたけれども、事務局に確認ですけれども、法アセスの方は時間が決まっているかと思いますが。こちらの上瀬谷ラインの方はどうでしょうか。その辺、両方、両事業についてお願いします、御説明を。
- 【事務局】 はい。まず区画整理の方になります。先程、事業者の説明にありましたように、住民からの意見書についてから入ります。先週9月25日付けで都市計画決定権者である市長からアセスの市長宛て、意見の概要が送付されました。法で行きますと、都市計画決定権者から意見の概要の送付を受けて90日以内に市長意見を述べることとなっております。よって12月24日までに市長意見を述べる必要があります。そうなりますので、このペースでいきますと12月には市長意見の案をお出しするという形になります。
もう1つ、上瀬谷ラインにつきましては、意見自体、事務局の方にまいりますので、それを都市計画決定権者に既に渡しております。期限で行くと約3か月が目安になっておりますが、これはあくまでも努力目標になっておりますので、法ほど強い縛りはありません。できれば、法の手続きに合わせて、同時に市長意見を出して行こうかなというふうに考えています。
- 【奥会長】 はい。そうなりますと審査会としてはあと何回程度ということになりますか。
- 【事務局】 事業者さんに来ていただくのは、多分来月で基本的に終わりだと思いますので、そこでしっかりと聞いていただければと思います。
- 【奥会長】 はい。そういうことですので、委員の皆様、次回が事業者の方に来ていただいて、こういうやり取りができる最後の機会になるだろうということで、そこをちょっと頭に入れておいていただければと思います。
それでは、追加では御指摘ございませんようでしたら以上とさせていただきます。

ただきまして、本件に関する調査審議これで終了といたします。次回も継続審議ということになります。

本日の審議内容につきましては会議録案の方で御確認いただくようお願いいたします。

- | | | |
|---|---|---|
| 資 | 料 | <ul style="list-style-type: none">・令和2年度 第8回 横浜市環境影響評価審査会 会議録（案）・（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料・（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価に関する補足資料 事業者資料・（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解 事業者資料・（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書に関する説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明 事業者資料・（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事業者資料・（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価に関する補足資料 事業者資料・（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解 事業者資料 |
|---|---|---|